

湊川短期大学における公的研究費の不正防止計画

湊川短期大学において公的研究費の適正な使用を徹底するため「湊川短期大学における公的研究費の管理・監査体制に関する規程(以下「規程」という)」第7条に基づき、次のとおり不正防止計画を策定し、その内容について確実に実施する。

区 分	不正の発生要因	対応する不正防止計画
1. 責任体制の明確化	公的研究費の機関管理は行われていたが責任体制の根拠規程がなく明確ではなかった。	学長を最高管理責任者、事務局長を統括管理責任者とし、本学の公的研究費の不正使用防止管理責任体制を明確にする。また、これら責任体制を本学ホームページにて学内外に公開する。
2. 執行に関する管理体制	(1)物件費 発注者による納品・検収が行われる等、公的研究費の物品調達等の事務手続について明確にする等の執行に関する管理体制が整備されていないと誤った解釈のまま執行管理され、適切な会計処理が行われないおそれがある。	規程第4条(適正な運営・管理及び基盤となる環境の整備)に基づき、公的研究費の物品調達等の事務手続の明確なルールを定め、各教職員に周知徹底を行い、適正な公的研究費の執行管理に努め、別に定める「執行に関する管理体制」のうち、1. 検収業務関係及び「物品調達等の事務手続のルール」のとおり物品の検収業務等の事実確認を確実に実施する。
	(2)旅費 事前決裁のところ事後報告の場合もあり、出張報告書において用務内容の不明確なもの等がある。	規程第4条(適正な運営・管理及び基盤となる環境の整備)に基づき、別に定める「執行に関する管理体制」のうち、2. 旅行の事実確認及び「物品調達等の事務手続のルール」のとおり旅行の事実確認を確実に実施する。
	(3)謝金等 研究協力者等の勤務状況について日々の確認が不明確である等支出根拠の判別がつきにくい場合は不正使用のリスクが増大する。	規程第4条(適正な運営・管理及び基盤となる環境の整備)に基づき、別に定める「執行に関する管理体制」のうち、3. 謝金の事実確認及び「物品調達等の事務手続のルール」のとおり謝金の事実確認を確実に実施する。
3. コンプライアンスの徹底	補助金について公的資金であるという意識が希薄である。	規程第6条(関係者の意識向上)に基づき、湊川短期大学研究活動行動規範を定め、研究遂行のための規範を明確にする。また、説明会等の実施、教授会等を通じて行動規範および関係規程等の周知徹底を行い、各教職員への不正使用防止についての意識向上を図る。
4. 不正通報窓口の設置	通報を受け付ける窓口がなく、通報者及び被告発者を保護するなどの体制が整備されていないと不正使用のリスクが増大するおそれがある。	規程第12条(通報窓口)に基づき、法人本部総務部に窓口を設置し、その存在を積極的に公開することにより通報を受け付けることとし、不正使用の疑い等の早期発見に努める。
5. 相談窓口の設置	公的研究費に係る相談窓口が設置されておらず、研究者と事務職員の間で意思疎通が円滑でない等により、誤った解釈のまま執行管理されるおそれがある。	規程第11条(相談窓口)に基づき、執行に関する手続等に係る相談を受け付ける窓口を設置し、相談事項に対し適切及び迅速に対応することで適切な公的研究費の執行管理に努める。